

東京弁護士会 前年度会長

齋藤 義房会員

慣例に従い、LIBRA 編集長として、当会の前年度会長にインタビューしました。会長になるべきなのは、「会長になりたい人」なのか、「会長になって欲しい人」なのか。おそらく「会長になりたい人」かつ「会長になって欲しい人」が正解でしょう。ただし、「会長になりたいからなりたい」ではダメで、「これを実現したい。だから、会長になりたい」という強い政策目的を持っている人でなければならないと考えます。会長就任前の1年間をかけて仲間たちとした政策議論を踏まえて「8つの方針」を掲げた前年度会長に、自己評価をしていただきました。

(聞き手・構成：臼井 一廣)



1 会務の執行方針であげた8つのテーマ

——1年間、お疲れ様でした。会長として、具体的にはどのようなことを目指されたのですか。

2012年5月の定期総会で、2012年度の会務執行方針として8項目を挙げました。①東日本大震災被災者、原発被害者の権利回復、②司法改革のさらなる推進、具体的には市民の司法アクセスの大幅拡充です。③業務の改革、④若手会員に対する支援、⑤法教育の推進、⑥刑事司法改革、⑦全面的国選付添人制度の実現、⑧法曹養成と法曹人口問題への対応です。

——8つの方針は、どの程度、実現しましたか。

着手して実現できている部分もありますけど、まだまだ道半ばということですね。

——では、具体的に、まず①の震災、原発の問題からお聞かせ下さい。

会務執行方針の中でやり残している最大の課題が、①です。原紛センター調査官の補充にあたっては、会員の皆様に変なご協力をいただきました。引き続き弁護士会の取り組みが重要です。なかでも、原発事故損害賠償請求権の3年の消滅時効をどう止めるかが

緊急の課題です。本年5月に成立した特例法が定める、原紛センターでの和解打ち切りに時効中断効を認めるというだけでは全く足りない。本年5月現在、約1万6千人の方が原紛センターに申し立てをしていますが、避難区域住民の1割程度にすぎません。原発事故の被害者数は、百数十万とも言われています。今の特例法に加えて、民法724条の時効と除斥期間を適用しない特別立法を早急に実現しなければなりません。

——②の司法改革のさらなる推進についてはどうですか。

市民の司法アクセスの大幅拡充については、弁護士を増やただけでは市民の司法アクセスは拡充されないという問題意識をずっと持っています。特に民事裁判、行政訴訟の利用者が増えていない。ここは制度基盤の整備が絶対に必要というのが、1つの大きな柱です。

私は、日弁連でも、立法対策センター委員長の立場で、民事、行政、家事の分野の司法制度改革を政府、国会に再度要請する必要があるという問題意識から、日弁連、経済、労働、消費者の各団体と学者、マスコミ関係者からなる懇談会の結成を提案しました。その結果、日弁連の正副会長会および理事会の承認を得て、本年1月に「民事司法を利用しやすくする懇談会」(議長 片山善博慶應義塾大学教授)が設立されました。

現在、私も、懇談会の委員として議論に参加しています。そして、懇談会を梃子にして、市民の司法アクセスを拡充する民事司法改革を進めたいと考えています。

それともう1つは、裁判沙汰という言葉に象徴されるように、司法に対する強い抵抗感が市民の中にある。市民の権利意識・法意識がまだまだ育っていない。そこは何とか転換を図る必要がある。そのための法教育が大事だと考えています。

——②の司法アクセスと③の業務の改革に関連し、蒲田に法律相談センターを、三田に外国人事件を集地的に取り扱う東京パブリック法律事務所の支所を開設されましたね。

これも議論を呼びました。法律相談は、市民と司法をつなぐ窓口です。弁護士会の法律相談センターでの相談数が減っていることへの対策が必要です。その一方で、弁護士会の法律相談センターが一般会員の業務を圧迫するのではないかという懸念の声もあります。昨年度東弁執行部は、裁判所や自治体などが積極的に広報してくれることになるという観点から、蒲田法律相談センターでの初回相談の無料化を検討しましたが、結論として、今回は従前の運用どおり特別相談以外は見送りました。しかし、私は、20分、30分の相談から事件の受任につながるというプロセスを考えていくと、これからの課題として、市民が弁護士会の相談にアクセスしやすくなる初回無料化を追求した方が良いと思います。

また、弁護士会の法律相談センターを増やすだけではなく、自治体の法律相談に弁護士会がさらに関与するという方向を追求したいと考えました。今までの経過があって難しい問題があるのですが、本来、自治体の法律相談は弁護士会が基本的に担っていくことが望ましい。また、利用者の視点から考えた場合、直接受任も可能にする必要があります。各地区法曹会の理解も得つつ、例えば板橋区や葛飾区が現在実施しているシステムを各自治体に拡大する取り組みを進めることが、会にとってもプラスになると考えています。

——③の業務の改革については、さらにいかがですか。

④の若手会員支援の強化と関連していますが、現在、若い人たちを中心に大変な状況にあることを考え

たときに、会として、経済的な面、業務拡大の面、さらには専門研修の面での支援が必要だと思います。あわせて、弁護士の業務内容の広報や、費用についての市民への情報提供を重視すべきです。

今後、政府機関、自治体、国際機関、企業その他様々な組織に参加していくという発想と、外国人、高齢者・障がい者など法的なニーズのあるところにアウトリーチしていくという意識改革が、弁護士自身に強く求められると思います。もとより、後者については、それを支える法律扶助制度の改革・拡充および権利保護保険の開発・普及が喫緊の課題です。

——④の若手支援として、クラス別研修制度に力を入れていらっしゃる印象があります。

会務執行方針の中で、2013年の1月からクラス別研修を実現したいと宣言しました。これについては、担当副会長、さらには研修センター運営委員長、研修囑託、それから司法研修所教官経験者などの協力を得てPTをつくり準備を進め、会員の方々から担任・副担任に名乗りを上げていただき、1月に発足しました。予算が必要なテーマであるにもかかわらず、提案した年度に実現できたという点で達成感があります。参加した新規登録会員からも好評で、一弁や二弁からも「東弁に続け」という声が上がっていると聴いています。工夫を重ね、さらに良い制度に発展していくことを願っています。

——⑤の法教育に関してはいかがですか。

法教育は、これまで多くの委員会が出前講座、出張教育を実践しています。憲法、消費者、子ども等、いろいろなところで、それぞれが行っている。それらを統合して、できるだけ平準化したシステムにし、広報も充実させ、会として推進していく方向をつくるべきだと考えました。そこで、昨年度理事者が呼びかけて、法教育サミットという協議体をつくりました。おそらく、今年度にも引き継がれて、関連委員会の意見交換と協議を重ねつつ、総合的に推進していくことになるでしょう。この活動は市民の法意識を変えるだけでなく、弁護士に対する市民のアクセスを大きく広げる基盤づくりになります。

——⑥の刑事司法改革に関してはいかがですか。

いくつものえん罪事件や弁護士会の運動で情勢が進展し、法制審議会刑事司法制度特別部会で、取調べ全過程の録音・録画、証拠開示、人質司法の打破の議論が進んでいます。反面、警察の抵抗も強まり、通信傍受の拡大や会話傍受の導入などの採否が検討されています。来年の通常国会に向けて、えん罪を生まない新しい刑事司法制度を実現するために、さらなる運動が求められています。

——⑦の全面的国選付添人に関してはいかがですか。

昨年度は、大きな前進がありました。現行少年法には、被疑者少年の国選弁護人の多くが家裁段階では国選付添人になれないという重大な欠陥があります。本年2月の法制審議会は、この欠陥を大幅に埋める少年法改正要綱を全会一致で可決しました。国選付添人の拡大は、少年の権利を国が保障し支援するという重要な意義があります。日弁連は、今年度会務執行方針の人権課題のトップに、今回の少年法改正を1日も早く実現することを挙げました。是非とも実現させたいと思います。また、今後、付添人活動の質をさらに向上させ、家庭裁判所が国選付添人を選任する率を高める取り組みが重要になります。

——⑧の法曹養成と法曹人口問題への対応に関してはいかがですか。

東弁は、政府の法曹養成制度検討会議に向けての日弁連方針を支持するスタンスで進めてきました。本年6月末の同会議の最終取りまとめに、5月13日までのパブコメの結果がどのように反映されるか、先が見えにくい状況にあります。法科大学院の整理・統合、法曹の活動領域の拡大、司法修習生への経済的支援などの詰めを行うため、同会議の最終取りまとめ以降、さらに検討する組織が政府につくられると思います。

2 その他の重要課題

——その他に、この1年間で、印象に残ったテーマはありますか。

● 弁護士の不祥事問題

やはり会員の不祥事問題です。これは、市民の注目度も高く、弁護士自治の基盤をゆるがす重大問題です。個別具体的ケースを見ていくと、いわゆるバブル崩壊により経済的に逼迫した状態に追い込まれたとか、私生活上の問題や性格的弱点を抱えている等々、一様でない複合的な要因で不祥事が起きています。早い段階で周囲が手当てをしていればとの思いもあります。

対策としては、まず、預り金の分離管理の徹底です。これについては、弁護士会の規程が改正されました。次に、綱紀・懲戒手続を粛々と進める一方で、非行を起こす以前の段階において会員や家族が精神科医やカウンセラーなどに相談できる制度を一層整備し案内する等、会が会員をサポートする現在の体制をさらに充実させる必要があります。

● 東弁多摩支部の会員資格の見直し

次に、東弁多摩支部の会員資格の見直しがあります。会長就任当初より、多摩支部から「支部会員は多摩地区に事務所を持つものに限定と改めて欲しい」との強い要請がありました。一昨年に支部から提案された案について、東弁理事会会が支部に再検討を求めたところ、支部は、昨年9月に臨時総会を開き、あらためて資格見直し案の改訂案を決議しました。これを受けて、東弁は、本年3月に臨時総会を開催し、資格見直し会規を可決承認しました。多摩地区は、弁護士業務の面でも大きな可能性を有しています。支部の若手会員が増加することを期待しています。

● 憲法改正の動き

そして重大なのは、昨年度末から急速に強まった憲法改正の動きです。この動きが前面に出てくると、それへの対応に弁護士会のエネルギーは大きく取られていくでしょう。

——会員数が7000人を越えました。会員の意思の集約という観点から、なにかご意見はありますか。

会員全体の総意の見きわめが非常に難しくなっています。そのために各政策課題について諮問先となる委員会の数が増えていますし、会員集会の必要性も増しています。多くの意見を集めるという観点からは、それでもまだ不十分なので、幅広く人々を結集している

弁護士会の発言と行動は常に注目されています。その自覚と自信を持って、人権擁護と社会正義の実現という弁護士の崇高な使命を果たしていただきたいと思います。

斎藤 義房



会派に対する意見照会も増えてきています。

—— 会派といっても、今、会派に所属していない人が増えていませんか。

増えています。これから毎年300を超える人が東京弁に入会すると思いますが、その中で、会派に入らないという人も増えてきている。司法研修所でも人的つながりが弱くなり、実務修習も十分とは言えない状況の中で、希薄化する会員同士の結びつきをどう強めるかという問題意識からクラス別研修を考えたわけです。

—— 民暴、消費者、労働法制など、実務に直結する委員会は、希望しても入れないという状態のようです。委員会の活性化という面に関してどうでしょうか。

希望しても入れないという委員会として、高齢者・障がい者、子どももありますね。定員を増やしたくても、それだけの人数を収容する部屋がない。だから、物理的にそれほど増やせないのです。そこで、出席率の悪い人についてはどんどん入れ替える必要があります。また、海外留学やひまわり公設や法テラス事務所から年度途中で戻ってきた会員で委員会への参加を希望する人などのために会長指名の特別枠をつくり、その経験を会務に活用することは、規則改正でできることでしょう。

根本的には、弁護士会館をもう1つ造るか、借りるか、真剣に検討する時期が来ているように思います。

—— 今後、ご自身は東京弁護士会にどうかかわっていかれるのですか。

東京では、今年度の公設事務所運営委員会委員長です。公設事務所は、動く駆け込み寺を目指します。駆け込み寺というと、人が駆け込んでくるのを待っている。そうではなく、こちらから出向くというコンセプトです。市民から見ても利用しやすい弁護士、役に立つ弁護士、それはどういう弁護士なのかという新時代の弁護士像を追求する。現に困っている人がいるのだから、そこにきちんと手を差し伸べる弁護士・弁護士会でなければいけません。それを実践する開拓者として、公設事務所は重要であると思っています。

日弁連では、震災被害者の救済、国選付添人制度の拡充、民事司法制度の改革に取り組みます。

3 会員へのメッセージ

—— 最後に、会員に対して、1年間、会の代表者として会を預かったお立場からメッセージをお願いいたします。

弁護士会の影響力ないし社会的発言力は、飛躍的に高まっています。政府に行っても、国会に行っても、マスコミからも、弁護士会の発言と行動は常に注目されています。そういう自覚と自信を持って、人権擁護と社会正義の実現という弁護士の崇高な使命を果たしていただきたいと思います。

また、東京もそうですが、特に日弁連は、国際交流が急速に拡大しています。グローバルな視点を持って国際的な活動をする人も増えて欲しいですね。